

# 役員等報酬規程

社会福祉法人ライフ北九州



社会福祉法人ライフ北九州		
役員等報酬規程	作成	本部事務局
	制定 / 改定日	2025年3月26日

社会福祉法人ライフ北九州 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ライフ北九州（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員について報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。交通費は実費相当額を別途支払う。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については「別表1」に定める額。
- (2) 賞与、退職手当、通勤手当は支給しない。
- (3) 職員兼務理事は就業規則別表(10)給与規程及び付表(1)(2)(3)にもとづき給与、賞与を支給し、別表(11)退職金規程にもとづき退職金を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、「別表1」に定める額。
- (2) 賞与、退職手当、通勤手当は支給しない。
- (3) 交通費は実費相当額をその都度支給する。
- (4) ただし、公益財団法人健和会・一般社団法人ふれあいファーマシー北九州

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 常勤役員の報酬の支給日は、就業規則第41条に準じた日とする。
- (2) 非常勤役員等に対する報酬は、10月と4月に半期分の総額を支給する。
- (3) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の支給)

第6条 新たに役員等に就任した者には、その月から報酬を支給する。

2 役員等が退任し、又は解任された場合は、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則 この規程は、2013年(平成25年)08月03日より施行する。

2017年(平成29年)05月30日 全面改定(「役員に関する規程」を全面改定・廃止し、新たに「役員等報酬規程」として制定)

2019年(令和01年)10月01日 一部改定(理事・監事・評議員の報酬額を月額5,000円から10,000円に改定)

2025年(令和07年)03月26日 一部改定(第4条(4)の「北九州保険企画」の標記を社名変更により「一般社団法人ふれあいファーマシー北九州」に変更、第5条1項の就業規則「40条」を「41条」に変更、第5条2項「9月と3月」を「10月と4月」に変更、第6条「常勤役員等」を「役員等」に変更・「その日」を「その月」に変更・3項4項を削除、付則に改定履歴を追記)

【別表1】

役職名	報酬の額
理事長	月額 120,000円
理事	月額 10,000円
監事	月額 10,000円
評議員	月額 10,000円